平成２３年（フ）第２８５７号
札幌市東区北44条東10丁目２番10号　第３はまなすマンション202号
債務者　川邊　絹代（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６８号
群馬県高崎市東貝沢町２丁目26番地１　イーストハイツ101号
債務者　長谷川　慎
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２８号
新潟県佐渡市加茂歌代3088番地２
債務者　市橋美智子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第１４９号
岐阜県多治見市虎渓山町６丁目21番地の１　レジデンス95―103
債務者　大空　正揮
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３９３号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷一23番地27
債務者　柴田　宏美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５３号
京都府福知山市字土師1776番地の217
債務者　浪江　直揮
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１１３９号
大阪府松原市岡３丁目16番３―402号、前住所大阪府富田林市常盤町13番14号
債務者　宮城　幸司
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２６２号
大阪府藤井寺市小山７丁目1225番地の５
債務者　太田　眞司（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２９１号
堺市美原区さつき野東１丁目10番地８
債務者　プレミアム・オートこと　西本　英利
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０６号
堺市中区土師町３丁２番13―202号
債務者　大池　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０７号
堺市中区土師町３丁２番13―202号
債務者　大池　羚子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２２号
堺市西区北条町１丁28番12号、住民票上の住所堺市南区茶山台２丁１番16―309号
債務者　清水興業こと　清水　高行
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２８号
堺市南区三原台３丁13番39号
債務者　大塩　盛治
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３５８号
大阪府羽曳野市向野１丁目10番22号　上野ハイツ102号、住民票上の住所大阪府羽曳野市古市４丁目３番３号
債務者　髙見ルミ子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
長崎県長崎市油屋町２番13号　エヌキュウビル２－Ｂ
債務者　落合　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６９号
長崎県長崎市上西山町17番38―108号、旧住所長崎県長崎市中小島２丁目10番33号
債務者　﨑田　候司
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
金沢市彦三町２丁目５番17号　メゾン・ド・レスポワール108号室、従前の住所金沢市入江１丁目225番地
債務者　近江　敏江
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月２日まで　金沢地方裁判所